

資料3

橋本市総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、橋本市総合教育会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続き）

第2条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴申出書に記入しなければならない。

2 総合教育会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者のみとし、その団体の名称、及び傍聴する代表者又は責任者の氏名を傍聴申出書に記入しなければならない。

（傍聴できない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

- （1）酒気を帯びている疑いのある者。
- （2）会議の妨害となる恐れのある器物等を携帯している者。
- （3）前2号に掲げるもののほか、議長が傍聴は不相当と判断した者。

（禁止事項）

第4条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）みだりに傍聴席を離れること。
- （2）私語、談話又は拍手等を行うこと。
- （3）議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- （4）飲食を行うこと。
- （5）帽子をかぶること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

（傍聴人の退場）

第5条 傍聴人は、議長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第6条 傍聴人は、原則として係員の指示に従わなければならない。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成27年7月 日から施行する。